令和８年１０月２８日
下　　水　　道　　局

職員の懲戒処分について

東京都下水道局長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

１　非行事故（児童ポルノの所持）

（１）懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	５７	男性	停職１月

（２）事故の概要

事故者は、令和７年 12 月 17 日、自宅において、児童ポルノである画像及び動画データを記録したハードディスクを所持した。

２　発令年月日

令和８年 10 月 28 日

問合せ先
下水道局職員部人事課
電話　０３－５０００－６６７４